

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年12月21日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成30年1月12日から同年2月1日まで縦覧に供する。

平成30年1月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 郷地区	高松市創造都市推進局産 業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 城地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 本村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道事業) 野神地区	〃